公立大学法人埼玉県立大学の役員報酬基準(案)について

1 方針

県立大学の役員報酬については、以下の方針により支給基準を設定する。

- (1) 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。
- (2) 職員が役員を兼ねる場合に役員報酬は支給しない。

2 役員報酬の支給基準

	役員報酬	賞与
理事長	年支給額 17,319,750円(上限)	
	1,050,000円/月を上限 として理事長が定める額	6月:報酬月額×1.45×145/100 12月:報酬月額×1.45×165/100
	年支給額 12,371,250円(上限)	
常勤理事	750,000 円/月を上限 として理事長が定める額	6月:報酬月額×1.45×145/100 12月:報酬月額×1.45×165/100
非常勤理事・監事	30,000 円/日	-

※副理事長(学長)及び職員が兼ねる常勤理事には役員報酬を支給しない。

	退職手当
理事長・常勤理事	報酬月額×12.5/100×在職月数
非常勤理事・監事	_

【参考】地方独立行政法人法に定める手続規程

(地方独立行政法人法第56条第1項で準用する第48条及び第49条)

- ① 役員報酬及び退職手当は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 法人は報酬等の支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給基準は、国、地方公共団体の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、法人の業務実績等を考慮して定めなければならない。
- ④ 設立団体の長は、届出があった報酬等の基準を評価委員会に通知するものとする。
- ⑤ 評価委員会は、報酬等の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に意見を申し出ることができる。